

令和6年第1回臨時教育委員会

令和6年2月5日(月)午前10時00分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川 淳 司	説明員	教育部長	伊藤 忠 信
	委員	林 大 輔		教育部次長	佐藤 学
	委員	麓 美 絵		学校教育支援室長	
	委員	新館 忠 義			堂 前 敦
欠席者	委員	須田 壽美江		総務課長	山崎 浩 克
				総務課主幹	鎌田 和 仁
				学校教育課長	稲田 征 己
				学校教育課参事	浅木 義 博
				教育支援課長	清水 さおり
				給食センター長	三浦 洋
				対雁調理場長	佐藤 友 彦
				生涯学習課長	田中 紀 克
				スポーツ課長	堀井 修
				スポーツ課参事	稲垣 恭 典
				情報図書館長	表 誠 志
				郷土資料館長	兼平 一
			記録員	総務課総務係長	河崎 真 大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和6年議案第7号
令和6年度江別市一般会計教育予算(案)について
- (2) 令和6年議案第8号
江別市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 令和6年議案第9号
江別市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 令和6年議案第10号
江別市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 令和6年議案第11号
江別市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 令和6年議案第12号
江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定について

会 議 録

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和6年第1回臨時教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を、新館委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。

議案第7号の令和6年度江別市一般会計教育予算(案)については、議会への申入れ前であるなど、一般に公開される前の教育予算案に対する意見の申出に関するものであり、率直な意見交換を行う必要がありますことから、秘密会による審議を提案するものでございます。

これにご異議ございませんか。

(一同了承)

委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第7号は秘密会により進行いたします。

本件を本日の審議順の最初に行い、秘密会終了後は、傍聴者入室のため暫時休憩いたします。

その後、配付の会議次第に従って進行してまいります。

それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

委員会を再開します。議事に入ります。

1の審議事項(2)令和6年議案第8号 江別市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、(3)令和6年議案第9号 江別市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、及び(4)令和6年議案第10号 江別市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について一括説明を求めます。

田中生涯学習課長 田中生涯学習課長

議案第8号から第10号までの3つの議案について、一括してご説明いたします。

本件は、第1回定例教育委員会でご報告したコミュニティセンター、公民館及び市民文化ホール使用料の改定に係る条例の一部改正を、令和6年第1回江別市議会定例会に提案しようとするものであります。

はじめに、議案第8号 江別市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

1 改正理由は使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の原則と公平性の確保及び利便性の向上を図るため、多目的ホール等の使用料について別表のとおり改正を行うものであります。

2 改正条文は2ページに記載のとおりであります。詳細につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたしますので、3ページをお開きください。

ページ左側が改正前、右側が改正後であります。改正箇所には下線を表示しておりますが、全貸室が改正対象となっております。

2ページをご覧ください。

施行期日は、下段の附則に記載のとおり令和6年4月1日からとしております。なお、経過措置として、改定後の使用料の適用は、令和6年10月1日からとしております。

次に、議案第9号 江別市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

1 改正理由は使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の原則と公平性の確保及び利便性の向上を図るため、研修室等の使用料について別表のとおり改正を行うものであります。

2 改正条文は、2ページ、3ページに記載のとおりであります。詳細につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたしますので、4ページをお開きください。

ページ左側が改正前、右側が改正後であります。改正箇所には下線を表示しておりますが、全貸室が改正対象となっております。

<p>黒川教育長</p>	<p>3ページにお戻りください。施行期日は、下段の附則に記載のとおり令和6年4月1日からとしております。なお、経過措置として、改定後の使用料の適用は、令和6年10月1日からとしております。</p> <p>次に、議案第10号 江別市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>1 改正理由は使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の原則と公平性の確保及び利便性の向上を図るため、ホール等の使用料について別表のとおり改正を行うものであります。</p> <p>2 改正条文は、2ページ、3ページに記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表に基づきご説明いたしますので、4ページをお開きください。</p> <p>ページ左側が改正前、右側が改正後であります。改正箇所には下線を表示しておりますが、全貸室が改正対象となっております。</p> <p>2ページにお戻りください。施行期日は、下段の附則に記載のとおり令和6年4月1日からとしております。なお、経過措置として、改定後の使用料の適用は、令和6年10月1日からとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました3件の議案に対する質問等がございましたら、一括してお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第8号 江別市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年議案第9号 江別市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、及び令和6年議案第10号 江別市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定についてを、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>堀井スポーツ課長</p>	<p>次に、審議事項(5) 令和6年議案第11号 江別市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。</p> <p>堀井スポーツ課長お願いします。</p> <p>令和6年議案第11号 江別市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、第1回定例教育委員会でご報告した体育施設使用料の改定に係る条例の一部改正を、令和6年第1回江別市議会定例会に提案しようとするものであります。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由は、江別市青年センタープール使用に係る原価計算の結果に基づき、使用料の改定を行うものであります。また、江別市民体育館、大麻体育館、青年センター、東野幌体育館及びあけぼのパークゴルフ場の小中学生個人使用料の無料化に伴い、使用料の改定を行うものであります。</p> <p>2の改正条文は、2ページから5ページに記載のとおりであります。詳細につきましては、新旧対照表に基づきご説明いたしますので、6ページをお開きください。</p> <p>ページの左側が改正前、右側が改正後であります。下線のある部分が改正箇所を示しております。</p> <p>第1条の改正では、別表第1中、青年センタープール使用料の登録クラブ使用料及び個人使用料をそれぞれ記載のとおり改めるほか、字句の整備を行うものであります。</p> <p>次に9ページをお開きください。</p> <p>第2条では、キャンプ場を除く体育施設の小中学生個人使用料を無料化にする内容となりますが、9ページでは、第1条で改定した青年センタープール使用料のうち、小中学生の個人使用料を無料にしております。</p> <p>次に10ページをお開きください。</p> <p>ここでは、体育館の小中学生個人使用料の無料化と別表第2表のあけぼのパークゴルフ場の個人使用料を無料にするほか、備考でキャンプ場の学齢に達しない者の取扱いを新たに追加したものです。</p> <p>5ページにお戻りください。</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>施行期日は、上段の附則に記載のとおり第1条の青年センタープール使用料については、令和6年4月1日、第2条の小中学生の個人使用料の無料化については、令和6年5月1日からとしておりますが、第1条の青年センタープール使用料については、経過措置として、令和6年10月1日から新料金の適用となります。</p> <p>その他、適用日前に購入した回数券、定期券については、適用日後もそのまま利用を可能とするなどの所要の経過措置を設けております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第11号 江別市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>兼平セラミックアートセンター事業担当参事</p>	<p>次に、審議事項(6) 令和6年議案第12号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。</p> <p>兼平セラミックアートセンター事業担当参事お願ひします。</p> <p>令和6年議案第12号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、第1回定例教育委員会でご報告したセラミックアートセンターの観覧料、企画展示室ほか使用料の改定に係る条例の一部改正を、令和6年第1回江別市議会定例会に提案しようとするものであります。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>1の改正理由は、令和5年度使用料・手数料の見直しの結果、セラミックアートセンター常設展示観覧料、及び施設使用料の一部を改定するため、江別市陶芸の里条例について所要の改正を行うものであります。</p> <p>2の改正条文は、2ページに記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表に基づきご説明いたしますので、3ページをお開きください。</p> <p>ページの左側が改正前、右側が改正後であります。別表中、観覧料、各室使用料、設備使用料のそれぞれ下線のある部分について、記載のとおり改めるものであります。</p> <p>2ページにお戻りください。</p> <p>施行期日は下段の附則に記載のとおり、令和6年4月1日からとしております。なお、経過措置として、改定後の使用料適用は、令和6年10月1日からとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和6年議案第12号 江別市陶芸の里条例の一部を改正する条例の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>以上をもちまして、第1回臨時教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午前10時59分

署名人(教育長) 黒川 淳司

署 名 人 新館 忠義